

茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第3号

茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の3号を加える。

- (4) 学識経験を有する者
- (5) 保健所の職員
- (6) 消防本部の職員

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。